

【閲覧用】

令和 6 (2024) 年第 4 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 6 (2024) 年 4 月 10 日 (水)				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 40 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 11 号	農地法第 5 条の許可申請について (令和 6 年第 3 回総会保留分)		許可相当	1 件
	議案第 16 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	11 件
	議案第 17 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当 保留	3 件 1 件
	議案第 18 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		許可	74 件
	議案第 19 号	農用地利用集積計画及び配分計画について		許可	8 件
	議案第 20 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		許可	1 件
	協議第 2 号	飯塚市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について		決定	-
	協議第 3 号	飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員の選出について		決定	-
	報告第 10 号	農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について		済	1 件
	報告第 11 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	12 件
	報告第 12 号	農地転用完了等の報告について		済	-
出席委員	農業委員	17 人	農地利用 最適化推進委員	10 人	
欠席委員	農業委員		2 人		
署名委員	17 番	小山 光治	18 番	伏原 和也	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	赤坂 征誕	主事	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	

農業委員出席状況（17名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	—
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	—
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（10名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	○
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	○
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	○	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	○	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	—	27	谷 義昭	○
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	○	29	森田 輝巳	○
15	葛原 春美	○	30	高松 安幸	—

議案第 11 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について（令和 6 年第 3 回総会保留分）

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 2 棟 309.5 m ²		
備考	売買 令和 6 年 2 月 8 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 80cm 程度の盛土工。		
進入口	東側市道から申請地内に進入。		
土留め	西側及び、進入口部分を除く、東側にコンクリートブロックを設置。 南側に L 型擁壁を設置。		
被害防除	西側、南側及び、進入口部分を除く、東側に高さ 80 cm のメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に側溝及び雨水桝等を設置。側溝に向かって勾配をとり集水する。集水後は、雨水桝及び埋設管を経由し、南側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。埋設管を経由し雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 6 年 5 月 8 日から令和 6 年 10 月 22 日まで		
水利同意	[REDACTED] 水利組合及び [REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・ 東側進入口確保に伴い、市道に設置されている天端の撤去が必要となるが、 自費施工で行う。 (穂波支所経済建設課へ承認申請済み) ・ 申請地南側において雨水管を新設、この部分については占用となる。 (飯塚市農業土木課へ承認申請済み)		
地区推進委員報告	(15 番推進委員：葛原委員) 共同住宅の予定です。[REDACTED] 水利組合および [REDACTED] 生産組合の同意です。ご審議 お願いします。		
現地調査報告	(12 番農業委員：嶋田委員) 昨日、4 月 9 日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見 は出ておりません。事務局から説明があったように、計画図通りに施工なされ れば問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 16 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(14 番推進委員：清水委員)</p> <p>令和 5 年 10 月 27 日に田中一平農業委員と現地圃場にて説明を受けております。譲渡人の [REDACTED] 氏所有の農地を譲受人の [REDACTED] 氏が耕作することです。[REDACTED] 氏は高齢で後継者もないため、売買したい意向です。[REDACTED] 氏は以前購入されていた田が耕作されていないことで、この案件がストップしていましたが、その件も解決しておりますので問題ないかと思えます。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 16 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(14 番推進委員：清水委員)</p> <p>令和 5 年 10 月 27 日に田中一平農業委員と現地圃場にて説明を受けております。譲渡人の [REDACTED] 氏所有の農地を譲受人の [REDACTED] 氏が耕作することです。[REDACTED] 氏は高齢で、住所も [REDACTED] と遠方で管理できず、売買したい意向です。[REDACTED] 氏は以前購入されていた田が耕作されていないことで、この案件もストップしていましたが、その件も解決しておりますので問題ないかと思えます。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 16 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(6 番推進委員：市吉委員)</p> <p>3 月 16 日に譲受人から説明を受けました。譲受人は当該農地の隣の農地を耕作されております。譲渡人は高齢であり、耕作が困難であることから譲受人に当該農地を譲り受けて欲しいとの相談があり申請に至ったとのこと。譲受人は [REDACTED] に住まわれておりますが、 [REDACTED] 地区の他の農地も耕作されており、農機具も所有されていることを確認しております。特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 16 号第 4 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(26 番推進委員：佐野委員)</p> <p>3 月 22 日、譲受人の [REDACTED] の [REDACTED] さんから説明を受けました。譲受人は [REDACTED] 地区にて、約 6 町耕作しております。農業機械も所有されておりますので、事務局の説明通りであれば問題はないものと考えます。ご審議をよろしくお願ひします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 16 号第 5 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(27 番推進委員：谷委員)</p> <p>4月5日に現地調査を行いました。譲受人の[REDACTED]氏は田を現在6反ほど所有し耕作してあります。譲渡人の[REDACTED]さんは高齢のため、田の維持が困難ということで、売買ということになりました。譲受人の[REDACTED]さんは、以前からこの田んぼを委託耕作されておりました、今回相談がありまして、[REDACTED]さんが買い取られるということでございます。[REDACTED]さんは今後も農業を継続していけます。農業機械も一応全部そろっておりますので、問題はないかと思っております。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第16号第6項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(11 番推進委員：河邊委員)</p> <p>第3回総会時に申請しておりました、贈与に関する権利移動についてですが、その中の1筆が権利未登記ということで保留になっておりました案件でございます。今回、権利登記も完了しての申請となっております。譲渡人と譲受人は親子関係となっております、現在譲受人が農地の管理をしております。農機具等も必要なものは全て揃っておりますので、問題ないかと思っております。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第16号第7項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(19番推進委員：松尾委員)</p> <p>3月19日火曜日に譲渡人の [REDACTED] さんから説明がありました。説明の内容は申請する土地の所在地、権利移動の理由のことでした。その後現地を確認いたしました。また、総会議案が届き申請内容を照合したところです。申請の事由は所有権の移転、贈与ということです。譲受人の [REDACTED] さんは農業を営んでおり、特に問題ないと判断しています。皆様のご審議をお願いいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第16号第8項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(2番推進委員：幸崎委員)</p> <p>3月30日、 [REDACTED] 氏から連絡がありました。農機具もそろっております。 [REDACTED] 農区の同意ももらっております。審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第16号第9項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		

備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	<p>(29番推進委員：森田委員)</p> <p>3月21日に譲受人の\blacksquare氏が農業委員会事務局、畠中農業委員に説明をしたと報告がありました。後日、原田農業委員と譲受人と現場で説明を受けました。譲渡人の母親と譲受人とは10年前に土地改良事業で田んぼの売買を終了していましたが、登記を行っていないため昨年遺産相続をされ、今回の申請になりました。譲受人はトラクターなどの農機具も揃っています。また、土地改良区、農事区、生産組合からの了解も取っています。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
質疑・意見	<p>(17番農業委員：小山委員)</p> <p>譲受人の耕作面積が226㎡と書いてありますが、今説明受けたところでは、以前から耕作をしていた500㎡で、耕作面積と今度譲り受ける面積が一致しないのはどういう契約でされていたのかちょっと知りたいと思います。</p> <p>(29番推進委員：森田委員)</p> <p>譲受人は田んぼが約1町と畑があるんですよ。田んぼの方は、1町分は全部利用権で他の人に作ってもらってあります。それと畑を4反持ってありますけど、その畑で野菜を作って、JAのカホテラスに野菜を出荷してあります。これを私が言い忘れていたということで、農事区も土地改良区も生産組合も了解しておりますので、何ら問題ないということです。</p> <p>(17番農業委員：小山委員)</p> <p>了承しました。</p> <p>(事務局)</p> <p>譲受人の耕作面積につきましては、今現在、自らが耕作している面積を載せることとしております。先ほど、森田委員が言われました通り、\blacksquare様は多くの農地を所有しておりますが、実際のところは利用権設定をされて、別の方が耕作しており、自らが耕作されている面積はこの226㎡になっております。今回の農地の売買につきましては、森田委員も説明されておりましたけれども、以前に土地改良の事業がありまして、その時に登記から何から終わらせておけばよかったんですけども、未完了になっておりました。実際は\blacksquareさんの所有権のあるこの農地につきましては、\blacksquare様が管理所有する農地であるにもかかわらず、未登記であったため、今回、その未実施であった登記をきちんとやり直して、\blacksquare様の所有にするというところで、3条の申請を出されてあるというところになります。また、売買というふうにしてありますが、その当時の土地改良の事業のときに既に売買が整っていたというところになります。</p>
審議結果	許可

議案第16号第10項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地	\blacksquare
地目、面積	\blacksquare

譲受人	██████████ ████████████████████	耕作面積 耕作者数	██████████ ████
譲渡人	██████████ ████████████████████		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(18番農業委員：伏原委員)</p> <p>3月25日に████氏より連絡がありまして、この分につきましては、████の████ですか、2,348 m²を████氏が利用権設定して████さんの土地を耕作されておりました。今回、████さんが高齢であるということで、████さんに売買の話をして、████さんが買われるということです。現地も見ましたし、████氏自身も耕作面積が相当ありますので、農機具等も色々ありますから、問題ないと思いますので、審議の方よろしくお願いします</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第16号第11項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	████████████████████		
譲受人	██████████ ████████████████████	耕作面積 耕作者数	██████████ ████
譲渡人	██████████ ████████████████████		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(16番推進委員：山本委員)</p> <p>3月26日に譲受人の████さんから藤田農業委員とともに、現地にて説明を受けました。譲受人は去年の4月からの農地法の改正によって、5反以下ではありますが、去年の12月くらいに別のところを申請されて許可をもらっておられます。今回もちょっと足りない部分を申請されておるということです。去年12月からの耕作状況を見ますと、きちんと耕作されているため何ら問題ないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第17号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	████████████████████ ████████████████████
-----------------	--

権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■ ■■■■■	農地 区分	2種 (JR上穂波駅からお おむね500m以内)
譲渡人	■■■■■ ■■■■■		
転用目的 施設の概要	貸駐車場		
備考	贈与、売買		
造成	現況を均す程度。造成後の表面は砂利敷。		
進入口	北東側市道からの進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	進入口を除く全方位において、高さ100cmのメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内へ素掘り側溝及び溜桝を経由し、南東側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和6年5月1日から令和6年12月31日まで		
水利同意	■■■■自治会及び■■■■生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(19番推進委員：松尾委員)</p> <p>3月19日火曜日に、譲受人の■■■■さんから説明を受けました。説明の内容は申請する土地の所在地、また申請の事由のことでした。合わせて総会議案が届き、申請内容を照合するとともに、再度現地を見分いたしました。転用の目的は、貸駐車場にするということです。譲受人の■■■■さんは農業の傍ら、自営業を営んでいますが、両立させるためには転用もやむを得ないものと判断しています。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>		
現地調査報告	<p>(14番農業委員：田中委員)</p> <p>昨日、4月9日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見はございません。ただいま説明があったように、計画図面通りに施工されれば問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第17号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■ ■■■■■	農地 区分	3種 (準工業地域)

譲渡人	■■■■■ ■■■■■
転用目的 施設の概要	貸資材置場
備考	売買
造成	最大 20 cm 程度の盛土工。
進入口	申請地西側市道より既設床板にて進入。
土留め	申請地全方位の隣接地法面に投げかけのため、特段の施工なし。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	地盤浸透による自然流下。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和 6 年 5 月 10 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
水利同意	■■■■■農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(2 番推進委員：幸崎委員) 3 月 6 日に■■■■■生産組合員と話し合いをしました。周りは障害物になるものはありません。農区の同意はもらっています。審議のほどよろしくお願いたします。
現地調査報告	(18 番農業委員：伏原委員) 昨日、現地調査を行いまして、現地調査終了後、検討会を行いました。委員からは何も質問はありませんでした。申請どおり施工されれば問題ないと思しますので、審議のほどよろしくお願いたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 17 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■■■■■ ■■■■■		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。造成後の表面は砂利敷。		

進入口	北西側市道からの進入。
土留め	特段の施工なし。
被害防除	全方位において、高さ 100cm の防風ネットを設置。
雨水排水	主に自然流下。処理しきれない表面雨水については、申請地内に溜桝を敷設し、占有による排水パイプを経由して、東側水路へ放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和 6 年 5 月 15 日から令和 6 年 6 月 15 日まで
水利同意	■■■■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(16 番推進委員：山本委員) 3 月 22 日金曜日、譲受人代理の ■■■■ の ■■■■ から現地にて説明を受けました。地元の水利組合からも印鑑をもらっておられました。なので、資材置場として転用することに何ら問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。
現地調査報告	(4 番農業委員：高野委員) 昨日、現地調査を行いまして審議をいたしました結果、何ら意見は出ておりません。事務局からの説明通りに施工されれば何ら問題ないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 17 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■ ■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■ ■■■■ ■■■■	農地 区分	3 種 (準工業地域)
譲渡人	■■■■ ■■■■		
転用目的 施設の概要	駐車場及び資材置場		
備考	売買 隣接公衆用道路、用悪水路を含め計画面積は 2,948 m ² となる。		
補足説明	(事務局) 本件につきましては、申請人が過去に許可を受けた案件について、地区の担当の推進委員より指摘を受けておりましたが、その後改善がなされていなかったことから、まず、過去に許可を受けた案件を完了させた後に、本件を次回以降の総会で審議することとなりましたので、今回審議保留となりましたことを		

	ご報告いたします。
審議結果	保留

議案第 18 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		242,238.00 m ²	
	畑		1,790.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		244,028.00 m ²	
作物別設定面積	水稲	(3年以下)	114,061.00 m ²	35 件
		(6年以下)	62,698.00 m ²	21 件
		(10年以下)	64,448.00 m ²	16 件
		計	241,208.28 m ²	72 件
	野菜	(3年以下)	1,572.00 m ²	1 件
		(6年以下)	1,249.00 m ²	1 件
		計	2,821.00 m ²	2 件
	計	(3年以下)	115,633.00 m ²	36 件
		(6年以下)	63,947.00 m ²	22 件
		(10年以下)	64,448.00 m ²	16 件
		計	244,028.00 m ²	74 件
	第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 19 号 農用地利用集積計画及び配分計画について

地目別 設定面積	田		53,494.00 m ²	
	畑		0.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		53,494.00 m ²	
作物別設定面積	水稲	(6年以下)	6,602.00 m ²	1 件
		(10年以下)	46,892.00 m ²	7 件
		計	53,494.00 m ²	8 件
	計	(6年以下)	6,602.00 m ²	1 件
		(10年以下)	46,892.00 m ²	7 件
		計	53,494.00 m ²	8 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			

質疑・意見	なし
審議結果	決定

議案第 20 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	[REDACTED]	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田及び畑作地 として利用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
所有権の移転時期	令和 6 年 4 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第 2 号 飯塚市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

推薦依頼(5人)	委員名(案)	現委員名
1		伏原 和也
2		田中 一平
3		高野 敏治
4		新開 剛
5		原田 敏行

飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則の抜粋

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 農業振興地域整備計画について本市が提出する意見に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、農業振興地域整備計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会の委員
- (2) ～ (5) 略

任期：2 年 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの、農業委員残任期間の 1 年間)

説明	(事務局) 飯塚農業振興地域整備促進協議会規則第4条第1項の規定に基づき、飯塚市長より委員の推薦依頼がありました。協議会委員の任期は2年です。この協議会の委員には、飯塚・穂波・筑穂・庄内・穎田地区から各1名を選出いただいております。つきましては、現農業委員の任期が令和7年3月31日まであと1年ございますので、ここから現協議会委員に引続き1年間継続をお願いしたく存じますがいかがでございましょうか。ご審議をよろしくお願いいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	決定 飯塚地域：伏原 和也 穂波地域：田中 一平 筑穂地域：高野 敏治 庄内地域：新開 剛 穎田地域：原田 敏行

協議第3号 飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員の選出について

推薦依頼 (5人)	委員名	前委員名
1		奥野 智明
2		岡松 美由紀
3		吉原 文明
4		嶋田 百合子
5		畠中 五恵子

飯塚市農業経営・生産対策推進協議会規則の抜粋

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 認定農業者・担い手等の育成・確保・指導に関する事項
- (2) 農業農村男女共同参画の推進に関する事項
- (3) 高齢者活動促進等に関する事項
- (4) 新規就農者の確保・育成・指導に関する事項
- (5) 農地の利用集積に関する事項
- (6) 経営構造対策に関する事項
- (7) 農業生産及び畜産の振興に関する事項
- (8) 福岡嘉穂農業協同組合各生産部会の育成・指導・振興に関する事項
- (9) 農業政策における国庫・県単事業に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な活動に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) ～ (6) 略
- (7) 市農業委員会の委員

(8) ~ (9) 略 任期：3年 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで (令和6年4月1日から令和7年3月31日までの、農業委員残任期間の1年間)	
説明	(事務局) 飯塚市農業経営生産対策推進協議会委員については任期が3年となっております。農業委員会に割り当てられている委員数は5名であり、飯塚、穂波、筑穂、潁田、庄内の各地区から1名の農業委員が選出されております。先ほど申しました通り、こちらにつきましても現農業委員の任期が令和7年3月31日までとなっておりますことから、現協議会委員に引き続き1年間継続をお願いしたく存じますがいかがでございましょうか。ご審議をよろしくお願いいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	決定 飯塚地域：奥野 智明 穂波地域：岡松 美由紀 筑穂地域：吉原 文明 庄内地域：嶋田 百合子 潁田地域：畠中 五恵子

報告第10号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

土地の所在地 地目、届出面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	1種
施設の概要	作業場、倉庫及び水道蛇口		
利用状況	2a未満の農業用施設		
備考	なし		
結果	済		

報告第11号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年2月26日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和6年2月26日
結果	済		

報告第11号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年2月26日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年2月26日
結果	済		

報告第11号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年2月23日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年5月31日
結果	済		

報告第11号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年3月7日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和6年3月7日
結果	済		

報告第11号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年3月8日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和6年3月8日

結果	済
----	---

報告第 11 号第 6 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 11 月 30 日
備考	賃貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 11 月 30 日
結果	済		

報告第 11 号第 7 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 6 年 3 月 11 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 6 年 3 月 11 日
結果	済		

報告第 11 号第 8 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 6 年 3 月 13 日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和 6 年 3 月 13 日
結果	済		

報告第 11 号第 9 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		

	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年3月14日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年3月14日
結果	済		

報告第11号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年3月17日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年6月30日
結果	済		

報告第11号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年2月15日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年2月26日
結果	済		

報告第11号第12項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年3月19日
備考	3条賃貸設定（委員会）	引渡年月日	令和6年3月19日
結果	済		

報告第12号 農地転用完了等の報告について

①前月中に

- (1) 完了予定日を迎えた転用案件
- (2) 完了確認を行った転用案件
- (3) 現況証明書を交付した転用案件

②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済